

EVENT & SEMINAR

催し物のご案内

産業用ロボット 作業者特別教育

ロボット作業に従事している方や新しく従事する方に義務づけられている安全衛生特別教育規定第18条、19条に指定された学科・実技の特別教育を行います。

- ◆内 容 産業用ロボットに関する基礎知識、教示および検査等に関する学科と実技教育
- ◆日 時 平成27年9月8日（火）～11日（金） 9時10分～17時
- ◆会 場 学科：名古屋市工業研究所 会議室
実技：（株）デンソー技研センター
- ◆定 員 25名
- ◆受講料 賛助員：34,340円 一般：39,740円
- ◆申込・問合せ先（公財）名古屋産業振興公社 ものづくり人材育成課
TEL：052-654-1653 FAX：052-661-0158

知的財産担当者 養成講座講習会

特許法、商標法、意匠法の改正法が成立！

4月1日から施行されている特許法等の改正法をよく理解し、5月13日から開始される意匠の国際登録制度の活用も含めて、総合的な知的財産活用をすることが強く求められます。

本講座では、今後の企業活動で技術を企業戦略として活用するために必要な「知的財産に関する知識」を、法律面・技術面から身につけて頂くものです。モノづくり企業の各部門（技術、開発、知的財産、総務…等）担当者の必修の講習会です。

- ◆日時と内容（変更する場合があります）

—前期講座—

- 平成27年8月17日、24日、9月2日、7日、28日、10月5日、19日の7日間、毎回月曜日13時30分～16時50分 但し9月2日のみ水曜日の開催
- 企業利益をアップさせる知的財産の基礎知識、特許・実用新案権を取得するための要件、特許明細書、特許請求の範囲の書き方・読み方、拒絶理由・拒絶査定対策、営業秘密管理などについて

—後期講座—

- 平成27年10月26日、11月2日、9日、16日、30日、12月7日、14日の7日間、毎回月曜日13時30分～16時50分
- 特許権侵害と無効審判、外国出願・国際特許出願、企業イメージを保持・高める対策、外国商標制度・商標の国際登録・意匠の国際登録制度、知的財産の活用、著作権などについて

- ◆専任講師 弁理士 飯田 昭夫 氏（いいだ特許事務所所長）
- ◆会 場 名古屋市工業研究所 会議室
- ◆定 員 各期15名
- ◆受講料 前期または後期のみ受講 賛助員 54,000円
一 般 64,800円
前期と後期の両方を受講 賛助員 97,200円
一 般 118,800円

- ◆申込・問合せ先（公財）名古屋産業振興公社 ものづくり人材育成課
TEL：052-654-1653 FAX：052-661-0158